

大学の世界展開力強化事業

～ ASEAN諸国等との大学間交流形成支援 ～

Q & A

平成24年4月

文部科学省高等教育局
高等教育企画課国際企画室

独立行政法人日本学術振興会
研究事業部研究事業課

目 次

1. 事業の背景・目的	
Q 1-1 「大学の世界展開力強化事業」の目的は何か。-----	1
2. 対象機関、対象事業等	
Q 2-1 申請にあたり、要件は設定されているのか。-----	1
Q 2-2 東南アジア諸国連合（ASEAN）の国以外の国（例えば欧州など）との交流事業は対象となるのか。-----	1
Q 2-3 例えば、日・泰・越の三カ国の大学における交流事業の場合、泰-越間の交流は必ず必要か。-----	1
Q 2-4 国内外の連携大学数はどれくらいを想定しているのか。-----	2
Q 2-5 申請区分（Ⅱ）の事業の場合、交流相手は何カ国・何大学程度を想定しているのか。-----	2
Q 2-6 公募要領に「・・・における大学等との大学間交流の形成・・・」と記載されているが、大学以外の機関なども連携相手（パートナー機関）となることができるのか。-----	2
Q 2-7 国内の複数大学合同での申請は認められないのか。-----	2
Q 2-8 国内の大学が複数参加する場合、申請の代表機関となる主となる1つの大学とはどのように考えるべきか。-----	2
Q 2-9 全学的な取り組みでなければ申請できないのか。-----	3
Q 2-10 学部、修士課程及び博士課程を1つの交流プログラムとして申請することは可能か。-----	3
Q 2-11 申請区分（Ⅱ）（SENDプログラム）よりも申請区分（Ⅰ）の事業の方が有利なのか。-----	3
Q 2-12 最大で何件まで申請が認められるのか。-----	3
Q 2-13 申請区分（Ⅰ）及び（Ⅱ）の各々1件まで申請可能とのことだが、複数申請する場合、同じ学部や研究科が複数申請することは差し支えないか。-----	3
Q 2-14 他の補助事業にも申請する予定であるが、本事業への申請件数が制限されるのか。-----	3
Q 2-15 本事業の実施にあたり、学生の就学支援にかかる経費の財源として、独立行政法人日本学生支援機構の留学生交流支援制度などの奨学金制度を活用することは可能か。-----	4

Q 2-16	授業料不徴収協定の締結は必ず必要か。-----	4
Q 2-17	学生が交流プログラムに参加するに際し、授業料やプログラム受講費が必要となる場合、授業料やプログラム受講費に対して補助金を充当することは可能か。	4
Q 2-18	5年間の支援は確実なのか。-----	4
Q 2-19	ダブル・ディグリーなど長期の交流プログラムを実施する場合、3年目の中間評価で事業終了又は補助経費の大幅減などとなった場合、卒業できないケースも出てくるが、そのようなリスクについて、救済策はあるのか。-----	4
Q 2-20	各タイプの対象となる国・地域の大学との連携に加え、大学以外の研究所等との連携を行うことは可能か。-----	4

3. 対象とする構想等

【申請区分（Ⅰ）及び申請区分（Ⅱ）共通】

Q 3-1	本事業に申請するにあたり、公募要領等に記載されているもののほか特に留意すべきものものはあるか。-----	5
Q 3-2	「質の保証を伴った大学間交流」とはどのような交流が求められているのか。	5
Q 3-3	双方向の学生交流とは、具体的に受入れ、派遣する学生をほぼ同数としなければならないのか。-----	5
Q 3-4	日本人学生の海外派遣のみ、又は外国人留学生の受け入れのみといった一方の交流プログラムは、本事業の対象となるのか。-----	5
Q 3-5	日・越・泰・尼の交流事業の場合、例えば、欧州から日本に来た留学生をこのプログラムに参加させることは可能か。-----	5
Q 3-6	交流学生数（派遣・受入）の規模の目安や人数の下限はあるのか。-----	6
Q 3-7	学生の1回の滞在期間に制限はあるのか。-----	6
Q 3-8	この交流プログラムにおいて、正規課程に受入れた外国人留学生は、入学定員・収容定員として含まれるのか。-----	6
Q 3-9	eラーニングを活用した遠隔講義による学生交流プログラムは申請可能か。---	6
Q 3-10	この事業は、研究交流も対象となるのか。学生を調査研究に従事させることもできるのか。-----	6
Q 3-11	「単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った日本人学生の海外留学及び外国人学生の受入の双方向の交流を促進できるような交流プログラム」を計画するにあたり、留意すべきガイドライン等はあるか。-----	6

Q 3-12	本事業に申請する構想には、「公募要領2. 事業の概要（8）対象とする構想」に掲げられている事項の全てを含めなければならないのか。 -----	7
Q 3-13	審査要項に「選定に際しては、地域配置、国公私、学部・大学院、専門分野のバランスに配慮する。」とあるがどのような趣旨か。 -----	7
Q 3-14	「単位の相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確」とはどのようなことが求められているのか。 -----	7
Q 3-15	単位の認定について、単位の相互認定や、それぞれ単位認定することが考えられるが、どちらでも可能か。 -----	7
Q 3-16	ACTS（ASEAN単位互換制度）やUCTS（UMAP単位互換方式）を必ず活用しなければならないのか。 -----	7
Q 3-17	審査の観点において「相手大学が公的な認可等を受けているか」ということで、ユネスコの高等教育情報ポータルが例示されているが、これに掲載されている大学であれば、問題ないという理解でよいか。 -----	8
Q 3-18	ユネスコの高等教育情報ポータルとは何か。 -----	8
Q 3-19	アカデミックカレンダーの相違に配慮するため、4月以外の入学時期を推進しなければならないのか。 -----	8
Q 3-20	短期の交流より「ダブル・ディグリー」のような長期のプログラムのほうが有利なのか。 -----	8
Q 3-21	「大学間交流の発展に繋がるような柔軟で発展的なプログラム構成」とはどのような構成を想定しているのか。 -----	9
Q 3-22	ダブル・ディグリーの定義は様々にあるが、今回のプログラムにおいては、2つの分野で学位を出す場合、1つの分野で2つの学位を出す場合のいずれもダブル・ディグリーと考えてよいか。 -----	9
Q 3-23	「ダブル・ディグリー」の交流プログラムを構築する場合に何か考慮すべきことはあるか。 -----	9
Q 3-24	ジョイント・ディグリーに関する検討状況はどうなっているのか。 -----	9
Q 3-25	「各国における人材育成ニーズに合わせた教育の提供」とは何か。 -----	10
Q 3-26	講義等において使用する言語は英語でなければならないのか。 -----	10
Q 3-27	このプログラムの将来的な展開を考えた場合、共通の教育言語は英語ではないかと考えるが。 -----	10
Q 3-28	外国人教員の国際公募は必須なのか。 -----	10
Q 3-29	外国人学生の在籍管理の取組とは、具体的に何を行えばよいか。 -----	10

Q 3-30	ラーニング・アグリメントは必須か。 -----	11
Q 3-31	国内外のインターンシップは必須なのか。 -----	11
Q 3-32	相手国・相手大学が産業界との連携に難色を示す場合、どうすればいいか。 --	11
Q 3-33	自治体、NGO又は民間企業等との連携は必須なのか。 -----	11
Q 3-34	審査要項に「質の保証を伴った大学間交流の充実・発展のため、実施大学だけでなく他大学の学生も参加できる取組が設けられるなど柔軟で発展的なものとなっているか。」とあるが、連携相手ではない大学の学生を参加させてもよいのか。 -----	11
Q 3-35	連携相手ではない大学の学生を必ず参加させなければならないのか。 -----	12
Q 3-36	「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」とは何か。どこまで公表すればいいのか。	12
Q 3-37	アウトプット、アウトカムに関する目標において、長期の人材育成を考える場合、その具体的な目標とはどの程度のものが求められるのか。 -----	12
Q 3-38	卒業・修了後の就職実績についての目標を設定する必要があるか。 -----	12
Q 3-39	「一定の外国語カスタンダード」とは何か。 -----	13
Q 3-40	「本プログラムに参加する学生に修得させる具体的能力」とは、資格取得など具体的なものとしなければならないのか。 -----	13
【申請区分（Ⅱ）「SENDプログラム」について】		
Q 3-41	申請区分（Ⅱ）SENDプログラムへの申請にあたり、どのような点に留意すべきか。 -----	13
Q 3-42	申請区分（Ⅱ）SENDプログラムでは、その活動対象として大学だけでなく、中学校や高等学校での活動を必ず必要とするのか。 -----	13
4. 構想の策定		
Q 4-1	補助事業の支援期間終了と同時に交流プログラムを終了してもよいか。 -----	14
Q 4-2	同じ教員が、複数の構想の構想責任者となって申請することは可能か。 -----	14
5. 費用等		
Q 5-1	採択された場合、構想の申請後の8月から開始した取り組みについて遡って経費を充当できるか。 -----	14
Q 5-2	採択された構想に対する補助金交付（内定）額は、どのように算出されるのか。	14

Q 5 - 3	交付内定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。 -----	14
Q 5 - 4	採択された構想における取り組みが、他の補助金、委託費等により支援を受けている場合でも、補助金の交付を受けることは可能か。 -----	14
Q 5 - 5	本補助事業において使用できる経費とは、具体的にはどのようなものか。	15
Q 5 - 6	連携相手の大学の備品を購入することは可能か。 -----	15
Q 5 - 7	I C Tを活用した協働教育を行うため、必要な機器を海外の連携大学等に設置する場合、当該機器の購入又はリース等の費用を本補助金から用途することは可能か。 -----	15
Q 5 - 8	本事業の補助対象経費である人件費・謝金の「人件費」とは、具体的にどのような者の人件費が該当するのか。 -----	15
Q 5 - 9	本補助事業において雇用される教員は、研究活動を行うことはできないのか。	15
Q 5 - 10	本事業において雇用される教職員の勤務形態に制限はあるのか(非常勤等でもよいのか)。 -----	16
Q 5 - 11	既に在籍している外国人教員等が本事業のプログラムの授業に専念することとなったため、当該外国人教員の代替教員として本事業に関連しない授業を担当する教員を採用した場合、その経費を支出することはできるか。 -----	16
Q 5 - 12	非常勤講師及び非常勤職員の雇用経費も対象となるか。 -----	16
Q 5 - 13	人件費については、補助対象経費の〇%といった上限はあるのか。 -----	16
Q 5 - 14	T Aとして学生を雇用した場合、謝金を支給することが可能とのことであるが、T A（授業の補助）のほか、課外活動等の支援のため謝金を払うことは可能か。	16
Q 5 - 15	旅費の算出方法はどのように算出するのか。 -----	16
Q 5 - 16	国内複数大学での共同実施の場合、A大学とB大学では旅費の算出方法・金額が異なるが、旅費の算出方法はいずれによって算出すべきか。 -----	16
Q 5 - 17	本事業において、就職支援のためのイベント等の実施にあたり無報酬で業務を委嘱した場合（例えば、会場準備のためのボランティアなど）、これに係る交通費等の実費を支出できるか。 -----	17
Q 5 - 18	本事業の実施にあたり、事務体制を整えるため専用の事務室を借上げ、施設使用料や光熱水費等を支出することは可能か。 -----	17
Q 5 - 19	学生への就学支援などの経費（奨学金や交通費など）を支出することは可能か。	17
Q 5 - 20	学生への支援として交通費を支援する場合、大学が主体となって契約しなければならないのか。 -----	17

Q 5-21	本事業で実施する短期の交流（例えばサマープログラムなど）に連携相手ではない大学の学生を参加させる場合に、交通費の支援をすることは可能か。 ---	17
Q 5-22	本事業において、学生の受入・派遣に係る航空券を支給した学生に、別途、独立行政法人日本学生支援機構が実施する留学生交流支援制度による奨学金を支給することは可能か。 -----	18
6. 選定方法等		
Q 6-1	本事業の審査はどのように行われるのか。 -----	19
Q 6-2	ヒアリング審査はいつ頃実施されるのか。その日程は申請者にいつ連絡されるのか。 -----	19
7. 事業の実施		
Q 7-1	構想が採択されたが、委員会から「構想についての改善のための意見」が付された。構想調書の計画を修正して再提出する必要があるのか。 -----	19
Q 7-2	選定された大学は、構想等の実施状況についての独自の評価を行うため、例えば外部有識者から構成される委員会を設置し、運営についての助言を得るとされているが、必ず外部委員会を設置しなければならないのか。 -----	19
8. 提出書類等		
Q 8-1	図表を用いた場合でも文字は10.5ポイントとするべきか。 -----	20
Q 8-2	様式の改変はできないのか。 -----	20
Q 8-3	申請書はカラー印刷を行ってもよいか。 -----	20
Q 8-4	「5. 構想責任者」欄には、例えば私立大学の場合、法人職員の名前を記載することは可能か。 -----	20
Q 8-5	「10. 本事業経費」はどのように記入すればよいのか。 -----	20
Q 8-6	「12. 本事業事務総括部課の連絡先」を記入する目的はなにか。 -----	20
Q 8-7	構想調書の各項目の説明文に挙がっている事項については全て記入する必要があるか。 -----	21
Q 8-8	構想調書の様式5「達成目標」②-1に記入する「一定の外国語力スタンダードをクリアした学生数の推移について」とは、どのように記入するのか。 ---	21
Q 8-9	構想調書の様式5「達成目標」⑤に記入する「外国人学生」の定義は、「留学」の在留資格を有する者のみでよいか。 -----	21
Q 8-10	構想調書の様式6「大学の世界展開に向けた取組の実績」に記入する実績や取組の状況とは、いつの時点の実績や取組について記入するのか。 -----	21

Q 8-11	構想調書の様式 9「支援期間における各経費の明細」はどのように記載したらよいか。-----	22
Q 8-12	構想調書の様式 9「支援期間における各経費の明細」欄の記入方法について、留意すべき点はなにか。-----	22
Q 8-13	構想調書の様式 10で「相手大学等の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付」とあるが、申請の段階で大学間交流協定の締結が必須なのか。-----	22
Q 8-14	構想調書を提出した後、不備が見つかった場合に差し替えをしたいが可能か。	22
9. その他		
Q 9-1	事業の評価等はどのように行われるのか。-----	23
Q 9-2	申請書の郵送は、提出期限の消印があればよいのか。-----	23
Q 9-3	申請する前に構想の内容について相談を行うことは可能か。-----	23
Q 9-4	フォーラムの開催や事例集の発行などを予定しているのか。-----	23
Q 9-5	「大学ポートレート（仮称）」とは何か。-----	23

1. 事業の背景・目的

Q 1-1 「大学の世界展開力強化事業」の目的は何か。

A. 「大学の世界展開力強化事業」については、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、外国語教育や外国人学生・日本人学生の垣根を越えた協働教育をはじめとする高等教育の国際化の支援、海外大学との単位相互認定の拡大、日本人学生の海外経験を増やすための取組の強化について決定されたことを背景に、平成23年度から、日本人学生とアジア・米国等の外国人学生の双方向の交流を推進することを目的として、事業が開始されました。

平成24年度においては、ASEAN域内における高等教育の質向上や大学間連携強化への取組、域内での学生のモビリティ向上を背景に、日本とASEANの大学等とのネットワーク強化と学生交流の活性化を目指し、質の保証を伴った大学間交流プログラムの開発・実施を行う「ASEAN諸国等との大学間交流形成支援」を実施します。

2. 対象機関、対象事業等

Q 2-1 申請にあたり、要件は設定されているのか。

A. 平成24年4月1日現在設置されている大学（ただし、短期大学は除く。）であれば申請が可能です。

なお、採択された取組については、「政府開発援助国際化拠点整備事業費補助金」により財政支援を行うことを予定していますが、政府開発援助国際化拠点整備事業費補助金交付要綱第3条2項に基づき、私立大学にあっては設置者が学校法人のものに限ります。

Q 2-2 東南アジア諸国連合（ASEAN）の国以外の国（例えば欧州など）との交流事業は対象となるのか。

A. 対象事業は、日本とASEANにおける大学間で1つのコンソーシアムを形成（1対1の場合を含む。）することが条件となりますので、連携大学のうち必ず1大学はASEANの大学が含まれることが必要です。したがって、日仏の二国間交流事業のようなASEANの大学を含まない事業は対象となりません。ただし、対象国の大学に加え「対象国以外の国の大学」が参加する交流事業（例えば日・泰・越・英の交流事業など）については申請の対象となりますので、例えば、「エラスムス・ムンドゥス（Erasmus Mundus）」計画との接続を見据えた日・ASEAN・欧州の協働教育プログラムといったものでも対象となります。

Q 2-3 例えば、日・泰・越の三カ国の大学における交流事業の場合、泰-越間の交流は必ず必要か。

A. 申請にあたって、必須というわけではありませんが、1つのコンソーシアムとして各国間で学生が相互に交流する形態のものが望ましいと考えます。

Q 2 - 4 国内外の連携大学数はどれくらいを想定しているのか。

A. 将来的な、日本とASEANの大学間での質の保証を伴った協働教育の発展を見据えた場合、コンソーシアムへの参加大学数が多いことが望ましいと考えております。

ただし、各国・各大学における「単位」や「成績評価」等の教育の質保証に関する制度や考え方には相違があり、コンソーシアムにおける共通の「質の保証」の枠組み形成を考えた場合、参加大学数が多くなるほど難易度は高いものになると考えられるため、申請にあたっては、実現可能性を踏まえるとともに、策定される構想の中で、これによって生じる課題への対処方法等についても明確に記載してください。

Q 2 - 5 申請区分（Ⅱ）の事業の場合、交流相手は何カ国・何大学程度を想定しているのか。

A. 交流相手の数に制限はございませんので、1カ国・1大学を相手とする交流プログラムでかまいません。

Q 2 - 6 公募要領に「・・・における大学等との大学間交流の形成・・・」と記載されているが、大学以外の機関なども連携相手（パートナー機関）となることができるのか。

A. 単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った交流プログラムを構築することが求められており、直接の連携相手としては、通常、学位授与権のある大学であり、この協力関係を基本にして、大学以外の研究機関や民間企業等と連携することが一般的です。

ただし、学生の受入れ・派遣に係るASEAN等の大学との調整等を行うコーディネーターの役割を担える大学間ネットワーク（例えば、ASEAN大学連合（AUN）など）を連携相手とすることも可能です。その場合、このプログラムに参加する日本又はASEANの学生が交流先で修得した単位が、その者の所属する大学において、質保証された体制・方法のもとで適切に単位が認定されるなど、学生にとって支障がないよう十分な配慮がなされていることが必要です。

申請にあたっては、日本人学生の派遣先大学又は外国人学生の所属する大学から、当該プログラムの内容に関する同意書（様式任意）などを可能な限り添付することが望ましいと考えます。

Q 2 - 7 国内の複数大学合同での申請は認められないのか。

A. 国内の大学が複数参加して実施する取組も申請が認められます。またその場合、申請は主となる1つの大学が代表して申請することとなります。

Q 2 - 8 国内の大学が複数参加する場合、申請の代表機関となる主となる1つの大学とはどのように考えるべきか。

A. 申請される交流プログラムにおける海外のパートナー大学との交流実績や関係などを勘案し、事業の実施の取りまとめを担うのに相応しい大学を関係大学間で協議のうえ、適切にご判断ください。

Q 2-9 全学的な取り組みでなければ申請できないのか。

A. 一つの学部又は研究科等で実施する交流プログラムであっても申請の対象となります。ただし、本事業では、質の保証を伴った大学間交流の枠組み形成、学生の受入れ及び派遣の拡大に伴う大学の環境整備、大学の国際化と情報の公開・成果の普及など、交流プログラムを実施する学部等のみならず全学的に検討・実施が必要と考えられる事項も少なくないことから、全学的な協力体制のもと交流プログラムを構築することが望まれます。

Q 2-10 学部、修士課程及び博士課程を1つの交流プログラムとして申請することは可能か。

A. 当該プログラムの人材育成目標や質保証などについて、一つのプログラムとして統一されたコンセプトや枠組みを構築できるのであれば、一つのプログラムとして構想を計画することは差し支えありません。

Q 2-11 申請区分（Ⅱ）（SENDプログラム）よりも申請区分（Ⅰ）の事業の方が有利なのか。

A. 「ASEAN諸国等との大学間交流形成支援」のメインプログラムである申請区分（Ⅰ）の事業を優先的に選定しますが、各申請区分への申請状況や採択事業に計上された予算額を勘案し、申請区分（Ⅱ）の事業（SENDプログラム）についても3～5件程度採択することを予定しています。

Q 2-12 最大で何件まで申請が認められるのか。

A. 1大学が本事業に申請できる件数は、申請区分（Ⅰ）及び（Ⅱ）の各々1件であり、最大2件の申請が認められます。なお、国内の複数大学が参加する交流プログラムの場合、代表して申請する大学のみを申請件数として数えますので、代表大学以外の大学として申請（参加）される場合は、さらなる申請が可能となります。

Q 2-13 申請区分（Ⅰ）及び（Ⅱ）の各々1件まで申請可能とのことだが、複数申請する場合、同じ学部や研究科が複数申請することは差し支えないか。

A. 交流プログラムの内容の重複は認められませんが、同じ学部、研究科等が複数の申請をすることは差し支えありません。

Q 2-14 他の補助事業にも申請する予定であるが、本事業への申請件数が制限されるのか。

A. 他の補助事業への申請によって、本事業への申請件数が制限されることはありません。ただし、両方で採択された場合、事業の内容に重複があると本事業として経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を受けて行っている事業との区分・相違などを十分整

理した上で、本事業に申請してください。

Q 2-15 本事業の実施にあたり、学生の就学支援にかかる経費の財源として、独立行政法人日本学生支援機構の留学生交流支援制度などの奨学金制度を活用することは可能か。

A. 本事業の実施にあたり、学生の就学支援のために留学生交流支援制度などの奨学金制度を活用しても差し支えありません。ただし、本事業に採択されることによって当該支援制度が必ず採択されるわけではありませんので、大学の自己負担を一定程度計上するほか、民間資金の活用など、奨学金制度が受けられなかった場合でも成立する事業計画・資金計画としていただくよう十分ご留意ください。

Q 2-16 授業料不徴収協定の締結は必ず必要か。

A. 授業料不徴収協定については、交流学生数の偏りやプログラムの内容などによるため必ず締結が必要というわけではありません。

Q 2-17 学生が交流プログラムに参加するに際し、授業料やプログラム受講費が必要となる場合、授業料やプログラム受講費に対して補助金を充当することは可能か。

A. 学生個人に課される費用は、本人が負担すべきものであることから、補助の対象とはなりません。

Q 2-18 5年間の支援は確実なのか。

A. ASEANとの大学間交流促進の重要性を踏まえ、適切に対応していくことを予定しておりますが、国の財政事情等により5年間で必ず保証するものではありません。また、毎年度のフォローアップ及び支援開始から3年目に実施する平成25年度までの取組状況に関する中間評価の結果は、補助金の配分に勘案されるとともに、事業目的、目標の達成が困難又は不可能と判断された場合、事業の中止も含めた計画の見直しを行うことがあります。

Q 2-19 ダブル・ディグリーなど長期の交流プログラムを実施する場合、3年目の中間評価で事業終了又は補助経費の大幅減などとなった場合、卒業できないケースも出てくるが、そのようなリスクについて、救済策はあるのか。

A. 構築の策定にあたっては、学生の不利益にならないよう様々なリスクに対し、十分な配慮をもってプログラムを構築するとともに、その実施に際しては、中間評価で事業終了といった評価にならないよう真摯に取り組む必要があります。

Q 2-20 各タイプの対象となる国・地域の大学との連携に加え、大学以外の研究所等との連携を行うことは可能か。

A. 申請される交流プログラムに必要な要素として位置づけられるのであれば、研究所のほか民間企業やNPO法人等との連携も差し支えありません。

3. 対象とする構想等

【申請区分（Ⅰ）及び申請区分（Ⅱ）共通】

Q 3-1 本事業に申請するにあたり、公募要領等に記載されているもののほか特に留意すべきものはあるか。

- A. 本事業の公募要領等の検討・策定にあたり、準備会合及びプログラム委員会で、事業の方向性等が議論された経緯がありますので、申請にあたっては、当該会議の議事概要をご覧ください、本事業に取り組むにあたり、大学に期待されていることなどについて十分ご注意ください。

Q 3-2 「質の保証を伴った大学間交流」とはどのような交流が求められているのか。

- A. 質の保証は、国の教育制度や大学内の慣行によって様々であり、一概に言うことはできませんが、質の保証を伴った大学間交流とは、交流を行う機関がそれぞれ自国の法令に基づく高等教育機関であること、交流が単位の相互認定や透明性・客観性の高い厳格な成績評価を伴ったものであることは少なくとも重要であると考えられます。詳細については、審査要項4頁「(2) 質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成」に列記されている事項をご参照ください。

Q 3-3 双方向の学生交流とは、具体的に受入れ、派遣する学生をほぼ同数としなければならないのか。

- A. 本事業では双方向の交流活動の発展を目的の一つとしており、外国人学生の受入れのみに偏らず相当数の日本人学生の海外派遣が実施されることが望ましいと考えておりますが、具体の人数について同数を求めるものではないため、構想の内容を勘案しつつ、連携大学と十分に相談の上、実現性も勘案して設定してください。

Q 3-4 日本人学生の海外派遣のみ、又は外国人留学生の受け入れのみといった一方向の交流プログラムは、本事業の対象となるのか。

- A. 本事業の趣旨に沿った内容であれば、日本人学生の派遣のみ又は外国留学生の受入れのみといった一方向の交流プログラムについても申請の対象となります。ただし審査においては、同程度の内容・熟度の構想であれば、一方向のものより双方向のものが優先されますので、より熟度が高く魅力的な交流プログラムであることが必要と考えられます。

Q 3-5 日・越・泰・尼の交流事業の場合、例えば、欧州から日本に来た留学生をこのプログラムに参加させることは可能か。

- A. 可能です。

Q 3-6 交流学生数（派遣・受入）の規模の目安や人数の下限はあるのか。

- A. 交流学生数（派遣・受入れ）規模や目安については、プログラムの内容や交流期間等によるため、一概には言えないため、人数の下限は設けておりません。

Q 3-7 学生の1回の滞在期間に制限はあるのか。

- A. 学生の1回の滞在期間に制限はありませんので、ダブル・ディグリーのような長期間の交流プログラムに限らず、3ヶ月未満などの短期の交流プログラムも可能です。

Q 3-8 この交流プログラムにおいて、正規課程に受入れた外国人留学生は、入学定員・収容定員として含まれるのか。

- A. 国費・私費を問わず、大学設置基準上の入学定員・収容定員に含まれます。

Q 3-9 eラーニングを活用した遠隔講義による学生交流プログラムは申請可能か。

- A. 遠隔講義による交流プログラムが、全体構想の一部として補完的に位置づけられる場合は差し支えありませんが、学生の派遣又は受入を伴わない遠隔講義のみのプログラムは、今次の補助事業の対象としていません。

Q 3-10 この事業は、研究交流も対象となるのか。学生を調査研究に従事させることもできるのか。

- A. 本事業は、学生の教育を目的とした補助事業となりますので、原則として教育交流が支援の対象となります。ただし、交流プログラム構築に係る教員交流や、大学院レベルの学生の教育を目的とした研究交流など、全体構想の一部として補完的に位置づけられる場合は差し支えありません。申請される構想と関連性のない調査研究に学生を参加させる場合は、対象となりませんのでご注意ください。

Q 3-11 「単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った日本人学生の海外留学及び外国人学生の受入の双方向の交流を促進できるような交流プログラム」を計画するにあたり、留意すべきガイドライン等はあるか。

- A. 第3回日中韓大学間交流・連携推進会議において、「日中韓の質の保証を伴った大学間交流に関するガイドライン」が合意されました。このガイドラインは、大学間交流及び質保証の効果的な実施メカニズムを構築し、学生その他の関係者を保護するとともに、関連するステークホルダーが責任を実行し、連携を推進することを促すことにより、包括的な教育協力や、これら三カ国の人々の間

の相互信頼志向の近隣パートナーシップに貢献することを目指して、合意されたものです。

本事業への申請にあたり、このガイドラインに何ら拘束されるものではありませんが、このガイドラインは、日中韓の三カ国に限らず、海外の大学との質の保証を伴った大学間交流を進める際の基本的な考え方を記したものであり、ASEANの大学との大学間交流を進める上でも、参考になるものと考えます。

<日中韓の質の保証を伴った大学間交流に関するガイドライン>

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1303468.htm

Q3-12 本事業に申請する構想には、「公募要領2. 事業の概要（8）対象とする構想」に掲げられている事項の全てを含めなければならないのか。

A. 「2. 事業の概要（8）対象とする構想」に記載されている内容については、構想の枠組みとなりますので、各申請区分ごとに、その内容を踏まえたものとする必要があります。また、「なお書き」として、交流プログラムの計画にあたって留意すべき事項については、いずれかの内容が含まれていないからといって申請できないものではありませんが、これらの事項を踏まえて設定された審査の着眼点により審査※を行いますので、すべての事項に留意した構想を策定することが望まれます。

※)「審査の着眼点」の詳細は、審査要項をご確認ください。

Q3-13 審査要項に「選定に際しては、地域配置、国公私、学部・大学院、専門分野のバランスに配慮する。」とあるがどのような趣旨か。

A. 国際標準となり得るプログラムとして、国内及び海外の大学の教育改革に資するプログラムを支援することが望ましいことから、特定の地域や大学の種別等に著しく偏ることがないように、選定することとしています。

Q3-14 「単位の相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確」とはどのようなことが求められているのか。

A. 単に単位認定や成績管理のポリシーが相手大学との合意により明確にされているだけでなく、それが学位取得までの体系的なカリキュラムの中で適切に位置づけられており、その結果、留年等の支障がなく、修業年限内に学位授与につながるということが明確になっていることが求められます。

Q3-15 単位の認定について、単位の相互認定や、それぞれ単位認定することが考えられるが、どちらでも可能か。

A. 単位の認定に関しては、いずれの方法でもかまいませんが、そこに至る成績評価の水準や一貫性の維持ということについて、連携相手の大学と共通の考え方をもって実施してください。

Q3-16 ACTS（ASEAN単位互換制度）やUCTS（UMAP単位互換方式）を必ず活用しなければならないのか

A. ASEANの大学との交流拡大を考慮すれば活用することが望ましいと考えられますが、一方で、

連携相手となる大学や交流プログラムの内容等によって、馴染まない場合もあり得ると考えます。また、活用する場合においても、これらは換算方法でしかないため、コンソーシアムに参加する大学間で、その論拠となる学修量や学習成果、カリキュラムを十分に確認したうえでの導入が必要となります。

Q3-17 審査の観点において「相手大学が公的な認可等を受けているか」ということで、ユネスコの高等教育情報ポータルが例示されているが、これに掲載されている大学であれば、問題ないという理解でよいか。

A. ユネスコの高等教育情報ポータルは、あくまで参考ですので、最終的には大学で責任を持って、他の情報も参考にしつつ、相手大学について確認することが重要です。

Q3-18 ユネスコの高等教育情報ポータルとは何か。

A. ユネスコ・OECDによる「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」の策定を踏まえ、国際的なレベルで各国政府により認定された高等教育機関についての正確な情報へのアクセスの向上を図ることにより、学生の進学機関の決定を容易にするとともに、質の低い教育やディグリー・ミル等から学生を保護することを目的に、ユネスコのウェブサイト上にポータルサイトを設置しています。

<ウェブサイトURL>

<http://www.unesco.org/education/portal/hed-institutions>

(2) 内容

- ・各国政府により認定された全高等教育機関のリスト
- ・留学生向けの情報
- ・各国の高等教育システム、質保証制度の概要 等
(全高等教育機関のリストの掲載は各国必須。それ以外の情報については、各国の判断で掲載)

(3) ポータルサイトの現状

- ・2006年より我が国を含む14カ国によるパイロット事業が行われ、2008年4月より公開

Q3-19 アカデミックカレンダーの相違に配慮するため、4月以外の入学時期を推進しなければならないのか。

A. 4月以外の入学を導入することは義務ではありませんが、連携相手の国・大学の制度を十分に考慮し、学生が円滑に入学・転学や卒業後の進学・就職をできるよう、入学時期の弾力化も含め、制度的対応や学生への支援を行うことが望まれます。

Q3-20 短期の交流より「ダブル・ディグリー」のような長期のプログラムのほうが有利なのか。

A. 本事業を通じて、日本人学生の海外留学及び外国人学生の受入の双方向の交流を促進するとの観点から、連携大学との質保証を伴った協働教育プログラムであることを前提に、短期の交流から学

位取得を見据えた長期の交流までの様々な形態の交流を含む多層的な構成で、大学間交流の発展に繋がるような柔軟で発展的なプログラム構成となっていることが望まれます。

Q3-21 「大学間交流の発展に繋がるような柔軟で発展的なプログラム構成」とはどのような構成を想定しているのか。

- A. 短期の交流から学位取得を見据えた長期の交流までの様々な形態の交流を含むとともに、これら交流プログラム群への参加対象となる学生の範囲の広さ（学部～大学院、複数大学の参加）が確保されていることで、学生の双方向の交流を促進し、財政支援期間終了後も含め将来的にコンソーシアム内外の大学間交流の発展に繋がるようなものを想定しています。
- ただし、申請にあたっては、質保証の面など実現可能性を十分踏まえて構想を策定してください。

Q3-22 ダブル・ディグリーの定義は様々にあるが、今回のプログラムにおいては、2つの分野で学位を出す場合、1つの分野で2つの学位を出す場合のいずれもダブル・ディグリーと考えてよいか。

- A. 貴見のとおり。

Q3-23 「ダブル・ディグリー」の交流プログラムを構築する場合に何か考慮すべきことはあるか。

- A. 中央教育審議会大学分科会大学教育の検討に関する作業部会大学グローバル化検討ワーキンググループにおいて、平成22年5月に「我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン」（以下、「ダブル・ディグリーガイドライン」という。）が取りまとめられました。この「ダブル・ディグリーガイドライン」の策定をもって、我が国の現行の学位制度を何ら変更するものではなく、また、外国の学位制度に何ら影響を及ぼすものではありませんが、各大学がプログラムの質を保証するための前提として、参考としていただきたいと考えます。

<ダブル・ディグリーガイドライン>

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1294338.htm

Q3-24 ジョイント・ディグリー※に関する検討状況はどうなっているのか。

※連携する大学間で開設された共同プログラムを修了した際に、複数の大学が共同で単一の学位を授与するもの。

- A. ジョイント・ディグリーについては、「第5期・中央教育審議会大学分科会の審議経過と更に検討すべき課題について（平成23年1月19日）」において検討課題とされ、これを踏まえ、海外の大学とのジョイント・ディグリーについて、
- ジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリーの定義
 - ジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリーの意義
 - ジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリーの質保証の在り方
 - ジョイント・ディグリー・プログラム編成に当たっての留意点
- について、有識者との検討が行われたところです。今後、ジョイント・ディグリーに関する質保証を含め、海外の大学とのジョイント・ディグリーを可能とする仕組みを整備することを検討しています。

<中央教育審議会大学分科会大学教育部会（第12回）配布資料>

「ジョイント・ディグリーに関する検討状況」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/attach/1319069.htm

Q 3-25 「各国における人材育成ニーズに合わせた教育の提供」とは何か。

A. 本事業は、世界で人材の流動化や経済の一体化が進む中で、地域全体を見据えてグローバルに活躍できる人材の育成を目指していることから、我が国は当然として、相手国の必要とする分野、能力等にも十分配慮して交流プログラムを構成することが望まれます。例えば、受入れた留学生に対し英語で授業を行う場合においても、日本語教育や日本事情等に関する授業を実施するといったことが考えられます。

Q 3-26 講義等において使用する言語は英語でなければならないのか。

A. それぞれのプログラムの趣旨、内容、学位レベル、学生のニーズ等に応じて適切な言語を選択してください。

Q 3-27 このプログラムの将来的な展開を考えた場合、共通の教育言語は英語ではないかと考えるが。

A. 交流プログラムの多様性を考慮した場合、英語以外の言語による教育が適切な場合もありますので、特段、英語でなければならないということはありません。それぞれのプログラムの趣旨、内容、学位レベル、学生のニーズ等に応じて適切な言語を選択してください。

Q 3-28 外国人教員の国際公募は必須なのか。

A. 国際公募が必須となるものではありませんが、可能な限り、国内外でより競争性の高い公募を実施することにより、優秀な教員の確保に繋がると考えられます。

Q 3-29 外国人学生の在籍管理の取組とは、具体的に何を行えばよいか。

A. 本事業を通じて相当数の外国人学生を受け入れる際には、外国人学生の日本における安全・安心な生活を保証するとともに、不法就労や不法滞在などの違法活動を防止するためにも、入国管理局や自治体等とも連携して、適切な在籍管理に取り組むことが必要です。具体的には、大学における出欠管理、留学生担任の設置、長期欠席者への指導、除籍者への対応、アルバイトの状況の把握、入国管理局への定期的な報告等が考えられますが、このほかにも、以下のような取組が重要です。

- ・ 募集時における注意事項の明記
- ・ 入学選抜における勉学意欲の確認
- ・ 経費支弁の確認
- ・ 入学時のオリエンテーション

- ・連絡先の適切な把握
- ・進学、帰国、就職等の状況把握

Q 3-30 ラーニング・アグリメントは必須か。

- A. 大学・学生が単位認定の可否等についてあらかじめ合意すること（ラーニング・アグリメント）により、プログラムが学生のコースワークの一部として有効に位置づけられることが確保されるとともに、学生が安心してプログラムに参加し、学習に専念できるようになることから、可能な限り実施することが望まれます。

Q 3-31 国内外のインターンシップは必須なのか。

- A. 国内外のインターンシップは必須ではありませんが、母国・外国のいずれでも活躍できるグローバルな人材を育成する観点からは、インターンシップの機会の確保、あるいは希望する学生への相談・支援の体制が採られていることが望ましいと考えます。

Q 3-32 相手国・相手大学が産業界との連携に難色を示す場合、どうすればいいか。

- A. 産学官等の各界で活躍できるグローバル人材の観点から、可能な限り産業界との連携を目指すことが望ましいと考えますが、産学連携の在り方は国や大学によって多様であるため、十分に関係大学間で協議し、実現可能な範囲で取り組んでください。

Q 3-33 自治体、NGO又は民間企業等との連携は必須なのか。

- A. 必須ではありません。ただしグローバルに活躍できる人材を連携大学や他の機関との密接な協働により育成する観点から、各大学における人材養成目標に照らして、必要な連携をしていただくことが望ましいと考えます。

Q 3-34 審査要項に「質の保証を伴った大学間交流の充実・発展のため、実施大学だけでなく他大学の学生も参加できる取組が設けられるなど柔軟で発展的なものとなっているか。」とあるが、連携相手ではない大学の学生を参加させてもよいのか。

- A. 質の保証を伴った大学間交流の充実・発展への貢献は、本事業の趣旨に沿ったものであり、この交流プログラムの取組のうち可能なもの（例えばサマープログラムなど）について、連携相手ではない大学の学生も参加させることも可能です。

ただし連携相手ではない大学の学生を参加させるにあたっては、交流プログラムの内容や期間、参加可能な学生数等を考慮するとともに、当該学生が参加することが実施大学の学生にとっても有意義なものとなることが前提となります。

また、実施大学と同様に質の保証を伴った交流としての参加であれば、より望ましいものと考えます。

Q 3-35 連携相手ではない大学の学生を必ず参加させなければならないのか。

- A. 連携相手ではない大学の学生の参加については、交流プログラムの内容や期間、参加可能な学生数等によって、交流プログラムの内容を充実させるものとなる場合もあれば、実施大学の学生の参加機会を損なうといった場合もあり、必ず行わなければならないものではありません。

Q 3-36 「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」とは何か。どこまで公表すればいいのか。

- A. 中央教育審議会大学分科会大学教育の検討に関する作業部会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループにおいて、平成22年5月に「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」が取りまとめられました。本事業への申請にあたっては、これに掲げられた項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信が求められておりますので、積極的に御対応ください。また、公表の様式や方法については大学に委ねられていますので、学内の関係部署と調整・検討のうえで適切に実施してください。

※「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年5月12日国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ）
<文部科学省WEBサイトURL>

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1294329.htm

なお、「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」の採択大学においては、本年4月から順次、情報発信が開始されておりますので、参考としてください

<WEBサイトURL>

http://www.uni.international.mext.go.jp/university_list/tohoku/Data/Index/

Q 3-37 アウトプット、アウトカムに関する目標において、長期の人材育成を考える場合、その具体的な目標とはどの程度のものが求められるのか。

- A. 必ずしも数値目標が必要というわけではなく、交流プログラムの目的やその人材育成目標に応じて、適切な目標を設定していただくことでもかまいません。なお、目標の設定にあたっては、一般国民に分かりやすいものとするにもご留意ください。

Q 3-38 卒業・修了後の就職実績についての目標を設定する必要があるか。

- A. 提案するプログラムの内容に応じて、このプログラムによる人材育成目標に関連する指標を設定できる場合は、卒業・修了後の就職実績の目標を立てることも考えられます。

Q3-39 「一定の外国語カスタンダード」とは何か。

- A. 「外国語カスタンダード」とは、客観的な手法・指標により測定された学生の語学力の水準を想定しており、TOEICやTOEFL等の語学テストを利用することが考えられます。本事業は、グローバルに活躍できる人材の養成等を目的としており、学生の語学力向上もプログラムの構築において必要な要素となります。なお、その水準の設定については、本事業で大学が養成しようとする人材育成目標に照らし、必要とされる水準を設定することとなります。

Q3-40 「本プログラムに参加する学生に修得させる具体的能力」とは、資格取得など具体的なものとしなければならないのか。

- A. 本事業で大学が養成しようとする人材育成目標を踏まえ、学生の就職力向上等の観点から、専門分野の知識や修得すべき能力等の目標について記載してください。プログラムの達成目標と明確に関連づけられていれば、目標を具体化するものとして資格取得を記載することも有益と考えられます。

【申請区分（Ⅱ）「SENDプログラム」について】

Q3-41 申請区分（Ⅱ）SENDプログラムへの申請にあたり、どのような点に留意すべきか。

- A. 申請区分（Ⅱ）SENDプログラムへの申請にあたっては、申請区分（Ⅰ）への申請要件を満たすとともに、さらに「日本人学生が留学先の現地の言語や文化を学習するとともに、現地の学校等での日本語指導支援や日本文化の紹介活動」を行うものになっていることが必要です。

構想の策定にあたっては、日本人学生がSENDの活動に参加するにあたり、現地の言語や文化、日本語教育等に関する十分な準備教育を実施するものとなっていること、現地における活動先（中学校、高等学校、民間の日本語学校、大学等）の確保や派遣された日本人学生の活動支援を行うコーディネーターの配置等、活動内容・規模に応じた十分なサポート体制の構築が図られるものとなっていることが挙げられます。

Q3-42 申請区分（Ⅱ）SENDプログラムでは、その活動対象として大学だけでなく、中学校や高等学校での活動を必ず必要とするのか。

- A. 必ず必要となるものではありません。ただし、現地における日本語学習者からの期待等に応えるべく、可能な限り、活動対象を限定しないものが望ましいと考えられますが、一方、日本語教育（を支援する）ということの困難さを考慮すると、一定の日本語学習歴のある大学生等を対象に事業を始め、そこで生じる課題等を解決しながら、高等学校等に活動を広げていくことが現実的であると考えます。実行可能性を踏まえつつ、発展的な構想を策定してください。

4. 構想の策定

Q 4-1 補助事業の支援期間終了と同時に交流プログラムを終了してもよいか。

- A. 本補助事業は、他の大学の牽引となるべき先導的交流プログラムの構築等に必要な経費を支援することを目的としています。そのため、本補助事業の支援期間終了後も継続的かつ発展的に事業を継続していただくとともに、他大学のグローバル化や、高等教育の国際化の推進、留学生受入・派遣の促進等のため、採択後10年間はその経過を公開することとしています。

Q 4-2 同じ教員が、複数の構想の構想責任者となって申請することは可能か。

- A. 構想責任者については、書面審査を通過した場合は、ヒアリング審査への対応、採択された場合は、構想の実現に中心的役割を果たすなど相当の負担が生じるため、同じ人物が複数の構想の構想責任者となることはできないこととしておりますので、その旨ご承知ください。

5. 費用等

Q 5-1 採択された場合、構想の申請後の8月から開始した取り組みについて遡って経費を充当できるか。

- A. 本事業により支出される「政府開発援助国際化拠点整備事業費補助金」は、交付内定後における構想の実施に必要な経費に対し支出されるものであり、内定前に遡って経費を充当することはできません。なお、交付内定は9月以降の選定結果通知日（公募要領「7. 問い合わせ先等」を参照）の以降（1ヶ月程度）を予定しています。

Q 5-2 採択された構想に対する補助金交付（内定）額は、どのように算出されるのか。

- A. 補助金の配分は、「大学の世界展開力強化事業プログラム委員会」における審査結果を踏まえ、毎年度、予算の範囲内で、各大学からの交付申請額に基づき、構想の内容、経費の妥当性等を勘案して、文部科学省において補助金交付（内定）額を決定します。

Q 5-3 交付内定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。

- A. 内定決定は、計画された内容に基づき行っているため、交付申請時に計画を変更することは原則として認められません。したがって、申請書は十分に具体的な計画を立てた上で提出してください。

Q 5-4 採択された構想における取り組みが、他の補助金、委託費等により支援を受けている場合でも、補助金の交付を受けることは可能か。

- A. 採択された構想における取り組みが、他の補助金等により経費措置を受けているものと重複する

場合は、本補助金の交付を受けることはできません。

Q 5 - 5 本補助事業において使用できる経費とは、具体的にはどのようなものか。

- A. 本事業の対象となる経費は、当該大学の規定等に照らし大学の経費として支出可能なものであることを前提に、本事業に申請した構想の実施にあたり大学が行う取組に直接必要な経費となります。具体的な費目等については、「公募要領（別添 1）経費の使途可能範囲」をご参照ください。

Q 5 - 6 連携相手の大学の備品を購入することは可能か。

- A. 本補助事業の支援対象は、申請した大学（共同申請した日本の大学を含む。）となりますので、海外の連携大学の備品を購入することはできません。

Q 5 - 7 ICTを活用した協働教育を行うため、必要な機器を海外の連携大学等に設置する場合、当該機器の購入又はリース等の費用を本補助金から使途することは可能か。

- A. 本補助事業を遂行するために直接必要なことが前提ですが、採択大学が購入等（リースなど賃借を含む）行うのであれば、その機器を海外の連携大学等に設置する場合でも本補助金において使途することは可能です。ただし、財産処分制限など補助事業上の取り扱いに留意するとともに、当該大学の規程に従い適切に管理を行う必要があります。

Q 5 - 8 本事業の補助対象経費である人件費・謝金の「人件費」とは、具体的にどのような者の人件費が該当するのか。

- A. 本事業の補助対象経費となる人件費は、本補助事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。教員については、本事業に直接従事することとなる外国人教員や海外大学での教育経験又は国内大学で英語等による教育経験を有する日本人教員を新たに雇用する場合、また、留学生に対する日本語教育や日本文化教育、生活・就職支援を担う教員についても支援の対象となります。また、職員については、本構想の実施に直接従事する職員であれば、支援の対象となります。

Q 5 - 9 本補助事業において雇用される教員は、研究活動を行うことはできないのか。

- A. 大学における研究活動は、教育と密接不可分で、相互に深い関係にあるものであることから、一定程度の研究活動を行うことは、本事業における学生への教育という面からも有益なものと考えられますが、一方で、本事業は教育活動への支援を目的としたものであることから、主として研究に従事する者を雇用することは適当ではありません。したがって、本補助事業において雇用される教員は、主として講義等の授業や学習支援などの教育関連業務に従事する者でなければなりません。

Q 5 - 10 本事業において雇用される教職員の勤務形態に制限はあるのか(非常勤等でもよいのか)。

A. 本事業で雇用される教職員について、勤務の形態は常勤、非常勤の別は問いません。適切な労働契約を締結し、適切に勤務管理を行ってください。

Q 5 - 11 既に在籍している外国人教員等が本事業のプログラムの授業に専念することとなったため、当該外国人教員の代替教員として本事業に関連しない授業を担当する教員を採用した場合、その経費を支出することはできるか。

A. 本事業の補助対象経費となる人件費は、本補助事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費にのみ使用することができます。このような間接的に必要となった経費は対象となりません。

Q 5 - 12 非常勤講師及び非常勤職員の雇用経費も対象となるか。

A. 本事業の実施のために雇用する非常勤講師及び非常勤職員の雇用経費は、支援の対象となります。

Q 5 - 13 人件費については、補助対象経費の〇%といった上限はあるのか。

A. 明示された上限はありませんが、補助対象経費の大部分を人件費として計上してしまうと、次年度以降、大幅な予算の減額などが行われた場合、そのことをもって解雇や給与の減額などができないため、支出超過のリスクを負うこととなります。このようなリスクに対応できるよう、過大に人件費を計上しないことが適切と考えられます。

Q 5 - 14 TAとして学生を雇用した場合、謝金を支給することが可能とのことであるが、TA（授業の補助）のほか、課外活動等の支援のため謝金を払うことは可能か。

A. 可能です。謝金単価については大学の規程等に従って算定してください。

Q 5 - 15 旅費の算出方法はどのように算出するのか。

A. 旅費の算出については、大学の旅費規程等により行ってください。

Q 5 - 16 国内複数大学での共同実施の場合、A大学とB大学では旅費の算出方法・金額が異なるが、旅費の算出方法はいずれによって算出すべきか。

A. 当該旅費を負担すべき大学として適切なほうの大学の旅費規程等によって算出してください。

Q 5-17 本事業において、就職支援のためのイベント等の実施にあたり無報酬で業務を委嘱した場合（例えば、会場準備のためのボランティアなど）、これに係る交通費等の実費を支出できるか。

A. 大学における規定等に基づき支出可能であれば、差し支えありません。ただし、当該者に対し大学が委嘱したこと及び実際に実施したことが確認できるよう、事前事後の事務手続きを適切に行ってください。

Q 5-18 本事業の実施にあたり、事務体制を整えるため専用の事務室を借上げ、施設使用料や光熱水費等を支出することは可能か。

A. 本事業は、海外との交流プログラムの開発・実施を目的とした事業であり、新規で数人程度、契約職員等を雇用することはあり得るとしても、事業終了後の継続性を見据え、基本的に既存の組織体制が中心となって実施するものと考えられ、新たに事務室が必要となり、かつ、学内に代替施設を用意出来ないという事態は考え難く、本補助金から施設使用料や光熱費を支出することは適切とは考えられません。ただし、事業遂行上必要不可欠と言える例外的なケースまで不可とするものではないため、判断に迷われる場合は、担当までご相談ください。

なお、交流プログラムの実施にあたり、海外の連携大学にコーディネーターを配置するために、連携大学の施設を借上げることは、差し支えありません（代替施設（海外事務所など）がある場合を除く）。

Q 5-19 学生への就学支援などの経費（奨学金や交通費など）を支出することは可能か。

A. 本事業は構想の実施に係る大学の経費に使用されるものであり、学生が個人負担するものは対象としていません。したがって、学生への奨学金の支給や、学生個人が負担した交通費の立替払いのような支出に対しては、本補助金から支出することはできません。

ただし、学生支援のための経費として、交流プログラムの実施に伴う学生の受入・派遣に係る航空券等やホテル代の交通費、宿舍借上のための施設・設備使用料については、大学が契約主体として航空券や宿泊施設等を手配し、これに係る経費を負担した場合に限り使用することができます。なお、これらの学生支援のための経費については、原則として補助対象経費の総額の30パーセントを超えないようご注意ください。

また、これらの学生支援のための経費については、恣意的な用途とならないよう、大学で規程等を定め、これに基づき、対象となる学生の選定等について適切に実施してください。

Q 5-20 学生への支援として交通費を支援する場合、大学が主体となって契約しなければならないのか。

A. 貴見のとおり。立替払いなど学生本人が個人負担した経費を事後的に金銭補助することはできません。

Q 5-21 本事業で実施する短期の交流（例えばサマープログラムなど）に連携相手ではない大学の学生を参加させる場合に、交通費の支援をすることは可能か。

A. 当該学生の参加が、当該サマープログラムの実施にとって必要な要素として位置づけられるので

あれば、当該学生を参加させるための交通費を負担することは差し支えありません。なお、学生の交通費の負担については、「公募要領（別添 1）経費の使途可能範囲」に記載されている内容にご留意ください。

Q 5-22 本事業において、学生の受入・派遣に係る航空券を支給した学生に、別途、独立行政法人日本学生支援機構が実施する留学生交流支援制度による奨学金を支給することは可能か。

A. 当該学生に対して、留学生交流支援制度の奨学金を支給することは差し支えありません。また、他の民間等における奨学金を支給することも一般的には可能と考えられますが、奨学金によっては、不可となる場合もあり得ますので、当該奨学金の実施団体等に詳細をご確認ください。

6. 選定方法等

Q 6-1 本事業の審査はどのように行われるのか。

A. 大学から申請された取組については、有識者により構成される「大学の世界展開力強化事業プログラム委員会」において、書面審査、ヒアリング審査による2段階審査を行い、採択プログラムを決定することとしています。

Q 6-2 ヒアリング審査はいつ頃実施されるのか。その日程は申請者にいつ連絡されるのか。

A. ヒアリング審査は8月頃に実施する予定です。なお、詳細については決定し次第、速やかに独立行政法人日本学術振興会webサイトに掲載する予定です。

大学の世界展開力強化事業/独立行政法人日本学術振興会

URL : <http://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html>

7. 事業の実施

Q 7-1 構想が採択されたが、委員会から「構想についての改善のための意見」が付された。構想調書の計画を修正して再提出する必要があるのか。

A. 構想調書の修正や再提出の必要はありませんが、フォローアップや中間評価、事後評価において、この意見への対応状況についても対象となりますので、当該意見を踏まえて、本事業を実施するようご注意ください。

Q 7-2 選定された大学は、構想等の実施状況についての独自の評価を行うため、例えば外部有識者から構成される委員会を設置し、運営についての助言を得るとされているが、必ず外部委員会を設置しなければならないのか。

A. 新たな委員会を必ず設置する必要はありませんが、本事業の実施状況について、第三者による評価を受けることは重要であると考えられることから、学校教育法に基づく自己評価や認証評価、国立大学の場合は国立大学法人評価なども活用し、適切に評価を受けることが必要です。また、選定大学における評価の実施状況については、中間評価や事後評価においても考慮いたします。

8. 提出書類等

Q8-1 図表を用いた場合でも文字は10.5ポイントとするべきか。

A. 図表中の文字の大きさの制限は特にありませんが、内容が明瞭で判読しやすい資料となるよう注意してください。

Q8-2 様式の改変はできないのか。

A. 指定した様式に、作成・記入要領に基づき記載してください。なお、項目の順番入れ替え等は認められません。

Q8-3 申請書はカラー印刷を行ってもよいか。

A. 白黒印刷により構想調書を作成し、提出してください。

Q8-4 「5. 構想責任者」欄には、例えば私立大学の場合、法人職員の名前を記載することは可能か。

A. 構想責任者は申請する取組を実施する責任者となりますので、大学に所属する常勤の教員に限ります。なお、学長又は副学長が教員ではなく法人役員である場合、学長又は副学長が構想責任者となることを妨げるものではありません。

Q8-5 「10. 本事業経費」はどのように記入すればよいのか。

A. 「10. 本事業経費」については、「事業規模」を年間1億2千万円以内、「補助金申請額」を年間6千万円以内とし、「補助金申請額」と「大学負担額」の合計が「事業規模」と一致するように記入してください。なお、当該記入欄に記入する金額は、様式9「支援期間における各経費の明細」の「事業規模」、「補助金申請額」、「大学負担額」に記入した金額と一致するよう確認の上、記入してください。

Q8-6 「12. 本事業事務総括部課の連絡先」を記入する目的はなにか。

A. 本事業に関して、ヒアリングの開催などについて、文部科学省や日本学術振興会からの連絡事項を確実に伝達し、学内に周知が図られるよう、大学側の窓口として「本事業事務総括部課の連絡先」を設定し、必要な事項を記入してください。

なお、採択後の事業の推進にあたり、採択された大学に対して文部科学省や日本学術振興会からの連絡を行う際も、上記の担当者を通じて行うこととしています。そのため、構想調書提出後に上

記の担当者に関する情報に変更があった場合は、速やかに文部科学省及び日本学術振興会に連絡してください。

Q 8-7 構想調書の各項目の説明文に挙がっている事項については全て記入する必要があるか。

- A. 説明文に挙がっている事項は、各項目を審査する上での観点として、審査要項等に記入されている事項を整理したものです。列挙された事項に該当する実績、又は計画がある場合は、分かりやすく簡潔にもれなく記入してください。なお、これらに加えて大学独自の有意な取組がある場合には、説明文の事項にとらわれず記入することは可能です。

Q 8-8 構想調書の様式5「達成目標」②-1に記入する「一定の外国語力スタンダードをクリアした学生数の推移について」とは、どのように記入するのか。

- A. 大学の人材育成目標や構想の内容などによるため一概には言えませんが、大学の人材育成目標等に照らし、必要とされる外国語力スタンダードの基準を設定していただき、これをクリアする学生数の推移を目標として設定してください。例えば、学部・学科別の達成基準を設定したり、達成レベルごとに階層的な基準を設定するなど、様々な設定の仕方が考えられますが、人材育成目標や構想内容を踏まえ適切な方法をご検討ください。

Q 8-9 構想調書の様式5「達成目標」⑤に記入する「外国人学生」の定義は、「留学」の在留資格を有する者のみでよいか。

- A. 構想調書において達成目標として掲げる「外国人学生数」については、多様な留学生の受入を幅広く把握するとともに、短期留学の促進の観点から、「出入国管理及び難民認定法」別表1に定める「留学」の在留資格を有する者に加えて、構想における目標設定に応じて以下の者についても計上してください。
- ・「留学」の在留資格を有さない短期留学生（主として大学間交流協定等に基づいて母国の大学に在籍しつつ、必ずしも学位取得を目的とせず、他国・地域の大学等における学習、異文化体験、語学の習得などを目的として、概ね1学年以内の1学期又は複数学期、教育を受けて単位を修得し、又は研究指導を受ける者のほか、単位取得やサーティフィケートの取得を目的として、1学期未満又は短期滞在として留学している者）
 - ・「日本人の配偶者等」などの在留資格により大学に在学する者
 - ・学位や単位の取得を目的とはしないものの、大学院生レベルの教育指導を受ける外国人研究者として当該大学が受け入れている者

なお、構想調書の様式11「11. 参考データ」に記載する「留学生」の定義については、平成23年5月1日現在の「出入国管理及び難民認定法」別表1に定める「留学」の在留資格を有する者に限りますので、ご注意ください。

Q 8-10 構想調書の様式6「大学の世界展開に向けた取組の実績」に記入する実績や取組の状況とは、いつの時点の実績や取組について記入するのか。

- A. 平成23年度までの各事項の実績、取組の状況について記入してください。

Q 8-11 構想調書の様式 9「支援期間における各経費の明細」はどのように記載したらよいか。

- A. 事業に係る経費は、「公募要領（別添 1）経費の使途可能範囲」の内容を踏まえ記入してください。
なお、補助事業として実際に取組を開始できるのは選定日ではなく、補助金の交付内定日となる予定ですので、平成 24 年度の経費の積算については平成 24 年 10 月以降に必要となる経費を計上してください。

Q 8-12 構想調書の様式 9「支援期間における各経費の明細」欄の記入方法について、留意すべき点はなにか。

- A. それぞれの補助対象経費の記入に際しては、具体的な経費の使途がイメージできるよう、各年度の計画における各費目の使途及び積算についてはできるだけ具体的に記入してください。
また、「委託費」や「学生支援のための経費」については、補助対象経費の総額に対する上限割合（委託費：50%、学生支援：30%）がありますので、これらに該当する経費がわかるように具体的に記載してください。

Q 8-13 構想調書の様式 10で「相手大学等の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付」とあるが、申請の段階で大学間交流協定の締結が必須なのか。

- A. 構想を実現するためには、大学ごとの役割や実施体制が明確である必要があり、相手大学との協力・連携関係が書面で確認されていることが望ましいと考えますが、大学間交流協定の締結が予定されていても、申請期日までに間に合わないなどの場合もあり得ることから、その形態や、調印者等の指定は特にありませんので、連携大学等と事前に十分な協議を行った上で、交流プログラムに関し両者が合意していることを確認できる書類の写しを添付してください。

Q 8-14 構想調書を提出した後、不備が見つかった場合に差し替えをしたいが可能か。

- A. 提出された申請書類については、差替や訂正は認められません。

9. その他

Q9-1 事業の評価等はどのように行われるのか。

- A. 事業の評価等については、委員会で定める評価方法、基準等に基づいて行われます。
なお、中間評価は平成26年度において平成25年度末まで、事後評価は平成29年度において平成28年度末までの構想の実施（達成）状況の評価します。

Q9-2 申請書の郵送は、提出期限の消印があればよいのか。

- A. 消印有効ではありません。定められた期間内に送付必着されないものについては、受け付けいたしません。郵便事情（天災等除く。）での遅延は考慮しませんので、到着日時指定の発送により余裕を持って送付してください。

Q9-3 申請する前に構想の内容について相談を行うことは可能か。

- A. 構想の内容についての相談・アドバイス等は一切できません。ただし、公募要領の内容、申請書の記入方法や補助金の執行等については、随時質問を受け付けております。

Q9-4 フォーラムの開催や事例集の発行などを予定しているのか。

- A. 本事業は、採択された構想を広く社会に情報提供することで、他大学の国際化に向けた取組の参考に供するとともに、高等教育の国際化の推進、外国人学生受入・派遣の促進など、新成長戦略に掲げる目標の実現等に向け、積極的に協力していただくこととします。このため、フォーラムや事例集の刊行等を行う予定です。なお、具体的なスケジュール等は現時点では未定です。
また、国内大学のグローバル化を先導する大学として、大学情報の国内外への積極的な発信のため大学団体等が連携して整備を進めている「大学ポートレート（仮称）」を通じた情報発信に取り組んでいただくこととしています。

Q9-5 「大学ポートレート（仮称）」とは何か。

- A. 「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ」（平成23年8月5日）において、大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みとして整備することが提起されました。平成24年2月、「大学ポートレート（仮称）準備委員会」が発足し、大学団体が連携し、高校や産業界の意見も反映して整備を進めることとしています。
大学ポートレート（仮称）の整備により、①大学が教育情報を用いて自らの活動状況を把握・分析し、改革につなげる（いわゆるIR（Institutional Research）機能の向上）、②各大学の多様な教育活動を国内外に分かりやすく発信、③各大学の業務負担軽減（基礎的な情報を共通に公表することで大学の個別問合せへの対応を軽減）、などの効果が見込まれています。

※「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ（平成23年8月5日
大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議）」

<文部科学省WEBサイトURL>

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/44/toushin/1310842.htm